

令和8年度

一時預かり事業利用案内

一時預かり事業の利用についてのご案内です。内容をご確認のうえお申込みください。



1. 一時預かり事業について

【一時的利用】

■緊急時又は一時的に家庭での保育が困難な場合に利用できます。

利用の理由

一時的な保護者の入院や通院、看護、出産、冠婚葬祭、災害、事故、求職活動、兄弟の行事、一時的な就労（定期的ではない、月12日以内の臨時的なアルバイトや自営業の繁忙期）、育児疲れの解消、リフレッシュ等

利用可能日数

原則として月12日が上限

*ひと月に複数の施設を利用した場合、合計で12日まで

*保護者の入院等の理由で連続して利用を希望する場合、最大1か月までの利用が可能
連続しての利用は1ヶ月以内に解消が見込まれるもの

【定期的利用】

■保護者が曜日の固定している週3日以内の就労により保育が困難な場合に利用できます。

利用期間

登録年度1年間のうち必要な期間

【一時預かり事業対象となる児童の要件】

■集団での保育が可能で、かつ名取市に住所を有していること。

■満6か月以上で、保育所・幼稚園等に在籍していないこと。

※入園前の長期休暇については施設へお問い合わせください。

【一時預かり事業実施施設】

実施施設名	住所	電話番号
名取が丘保育所 (一時的・定期的)	名取市名取が丘二丁目6番1号	022-384-1853
高館あおぞら保育園 (一時的・定期的)	名取市高館熊野堂字五反田山1番地の2	022-381-2011
名取みたそのこども園 (一時的)	名取市美田園五丁目3番地の5	022-784-1020

*愛の杜めぐみ保育園は令和8年度の事業休止中です。

2. 利用申込について

【一時的利用】

(1) 利用登録

	流 れ	備 考
①	利用希望の施設に電話をし、登録のための面接日時を決める	複数の施設を利用する場合は、施設ごとの登録になります
②	施設において親子で面接をする 持ち物：母子手帳・お子さんの顔が分かる写真	・一時預かり事業利用登録申請書 ・一時預かり事業面接資料（裏面）

(2) 利用の仕方

利用希望日に空きがあるか確認し、利用申請書を記入・提出

(3) 受付日時

平日（月曜日～金曜日）午前9時～午後4時 予約受付日：利用日の2か月前より

(4) 登録後の利用申請

登録済みの施設は利用申請（上記（2）のみ）を行い利用可能

※登録後利用がないまま長期間経過した場合、再度事前面接を行い、お子さんの様子を確認してから利用していただく場合があります。

【定期的利用】

(1) 新年度からの利用申込について

	流 れ	備 考
①	利用希望施設に直接電話にて申込み	申込日：例年2月中旬 広報なとり等でお知らせします
②	施設において調整を行い、利用できるかどうか施設より連絡します（先着順ではありません）。	
③	利用可能な見込みとなった場合、施設において利用のための面接を行う	・一時預かり事業利用登録申請書 ・勤務就労証明書

(2) 年度途中からの利用申込について

■空きが出た場合の対応となります。各実施施設によって利用状況が異なりますので、利用希望施設にご確認ください。

3. 利用時間と利用料について ～ 一時的利用・定期的利用 共通 ～



■一時預かり事業の実施時間：午前7時30分 ～ 午後6時

【利用時間と利用料】

利用時間の区分		3歳未満児	3歳以上児	給食費	備 考
午前 利用	午前7時30分～ 午後0時45分の 時間内での利用	800円	500円	400円	・昼食時間が午前11時頃となりますので、1日利用及び午前利用で午前11時を過ぎての利用の場合は給食費がかかります。 ・午後利用の場合は昼食を済ませてからご利用ください。
	午後 利用	午後0時45分～ 午後6時の 時間内での利用	800円	500円	
1日 利用	午前7時30分～ 午後6時の 時間内での利用	1,600円	1,000円	400円	・「保育の必要性」の認定をうけた3歳児以上のお子さんの利用料が無償になります。(※2)

※1. 施設により、利用形態に応じて給食費をいただく場合があります。

※2. くわしくは各施設及び子ども支援課保育係へお問合せください。

(①無償化対象上限額があります。②給食費は無償化の対象外です。③非課税世帯の方は3歳未満児でも対象となる可能性があります。)

【納入方法】

名取が丘保育所	ひと月分の利用料をまとめて通知。金融機関での納入
高館あおぞら保育園・名取みたぞのこども園	直接施設に納入

4. その他

■当日のお子さんの体調次第では、お預かりできないことがあります。

(平熱よりも1℃以上高い場合や風邪症状、体調不良の際は、利用を控えて下さい)

■利用の申請に関する書類は各実施施設にありますので、施設に直接お問い合わせください。

■利用日に変更がある場合には、早めに施設にご連絡ください。

■利用料を滞納した場合や利用のルールを守らなかった場合について、以後の利用をお断りする場合があります。



5. よくある質問 Q&A

①	Q	認可保育所の一時預かりを何ヵ所か利用した場合、それぞれの施設で月12日の利用はできますか。
	A	できません。複数の施設を利用する場合、 <u>利用最大日数は合計で月12日</u> となります。
②	Q	出産の際に利用を考えています。出産予定日に合わせて2ヵ月前に予約を入れようと思いますが、出産日がずれた場合、予約も変更して利用することができますか。
	A	できます。出産に伴う利用の場合、 <u>予定日(利用希望日)が近くなった時点で状況等をご連絡ください。</u>
③	Q	出産での利用は最大何日利用できますか。
	A	<u>連続しての利用希望の場合、利用日より最大1ヵ月</u> となります。出産前から利用した場合は、その日から1ヵ月となります。
④	Q	定期的利用と保育所入所の同時申込はできますか。
	A	定期的利用の申請事由(週3日以内の就労)と保育所入所の申請事由(月64時間以上の就労)のどちらにも該当する場合には、保育所入所の申請をしながら一時預かり定期的利用が可能です。保育所の入所が決定した際には、保育所を利用していただくことになります。
⑤	Q	一時的な就労(非定期就労)とは、どのようなものでしょうか。
	A	曜日、日数が固定されない就労(月12日以内)、自営業の繁忙期を想定しております。曜日が固定している週3日以内の就労は定期的就労となります。
⑥	Q	昨年度登録しました。一度登録したら次年度もそのまま継続して利用できますか。
	A	できません。登録は年度ごとにしていただくようになります。年度内でも、登録利用のないまま長期間経過した際は、再度面接を行いお子さんの様子を確認してから利用していただく場合があります。
⑦	Q	お迎えの時間が午後6時を過ぎてしまいそうな場合、延長料金を支払えば午後6時以降も利用はできますか。
	A	できません。一時預かりでは延長料金の設定はなく、午後6時までの利用となっております。時間内でのご利用をお願いいたします。



【一時預かり事業についてのお問い合わせ先】

名取市役所 健康福祉部こども支援課

住 所：名取市増田字柳田80番地

電話番号：022-724-7118（子育て支援係）

【令和8年4月1日現在】